



○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第437号)	40
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第438号)	42
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第439号)	43
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第440号)	44
○ 生活保護法による指定医療機関の再開	(健福・保護課)	(第441号)	45
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第442号)	46
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務及び寄附金の収納事務の委託について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第443号)	48
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課)	(第444号)	50
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課)	(第445号)	56
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表	(財政・財政課)	(第446号)	57

#### 選挙管理委員会告示

○ 委員長職の退職について		(第5号)	60
○ 委員長選挙の結果について		(第6号)	61
○ 委員長職務代理者の指定について		(第7号)	62

#### 上下水道局管理規程

○ 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正		(第23号)	63
----------------------	--	--------	----

#### 交通局告示

○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について		(第9号)	64
---------------------------	--	-------	----

#### 公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)		66
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)		67
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)		68
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)		69

#### 雑 報

○ 職員の懲戒処分	(上下水道局総務課)		70
-----------	------------	--	----

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋国際会議場条例の一部を改正する条例（第34号）
  - 1 改正内容
    - 名古屋国際会議場において、必要があると認めるときは、当該施設の設置状況等に鑑み、選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができるように、規定の整備を行います。（第12条関係）
  - 2 施行期日
    - 公布の日から施行します。
  
- 名古屋市アジア競技大会基金条例の一部を改正する条例（第35号）
  - 1 改正内容
    - (1) 題名を「名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金条例」に改めます。（題名関係）
    - (2) 基金を第5回アジアパラ競技大会に要する費用の財源に充てるため、規定の整備を行います。（第1条関係）
  - 2 施行期日
    - 公布の日から施行します。
  
- 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第36号）
  - 1 改正内容
    - 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画等の認定制度に係る事務の手数料を定めます。（第17条関係）
  - 2 施行期日
    - 令和4年10月1日から施行します。

○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第37号）

1 改正内容

(1) 大喜新町地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1 関係）

(2) 大喜新町地区計画の地区整備計画において定められた建築物等に関する事項のうち、建築物の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の緑化率の最低限度を定めます。（別表第 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋国際会議場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第34号

名古屋国際会議場条例の一部を改正する条例

名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、会議場の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市アジア競技大会基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第35号

名古屋市アジア競技大会基金条例の一部を改正する条例

名古屋市アジア競技大会基金条例（平成31年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金条例

第1条中「第20回アジア競技大会」の次に「及び第5回アジアパラ競技大会」を加え、「名古屋市アジア競技大会基金」を「名古屋市アジア・アジアパラ競技大会基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第36号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第45号の2の次に次の1号を加える。

(45)の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査  
長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料 次に定める額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた住宅  
住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅	19,100円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	27,700円

(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 5 を超え10以内のもの	41,200円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	54,600円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	93,000円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え 100 以内のもの	152,600円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	244,800円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	298,500円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 300 を超えるもの	317,700円
イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額	
(ア) 一戸建の住宅	75,300円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 5 以内のもの	163,100円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 5 を超え10以内のもの	254,900円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	493,500円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	875,600円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え 100 以内のもの	1,497,900円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	2,762,500円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	3,942,700円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が 300 を超えるもの	4,827,600円

第17条第45号の3の次に次の1号を加える。

- (45)の3の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

ア 登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められた住宅  
住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅	5,200円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	10,500円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	18,600円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	26,600円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	49,600円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	85,300円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	140,600円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	172,900円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	184,400円

イ その他の住宅 住宅の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅	33,400円
(イ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5以内のもの	78,200円
(ウ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が5を超え10以内のもの	125,500円
(エ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が10を超え30以内のもの	246,000円
(オ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が30を超え50以内のもの	440,900円
(カ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が50を超え100以内のもの	758,000円
(キ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が100を超え200以内のもの	1,399,600円
(ク) 一戸建以外の住宅の住戸の数が200を超え300以内のもの	1,995,000円
(ケ) 一戸建以外の住宅の住戸の数が300を超えるもの	2,439,400円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋市条例第37号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大喜新町地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大喜新町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

大喜新町地区整備 計画区域	商業・医療・福祉 用途の制限	1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイ
------------------	-------------------	--

		<p>トクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>8 法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場</p> <p>9 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>10 畜舎</p>
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の7とする。
	敷地面積の最低限度	500平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。
	緑化率の最低限度	10分の2
住宅地区	用途の制限	<p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 風営法第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの</p> <p>3 畜舎</p>
	建蔽率の最高限度	10分の6。ただし、法第53条第3項第2号に該当す

高限度	る建築物については、10分の7とする。
敷地面積の 最低限度	500 平方メートル
壁面の位置 の制限	外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。
緑化率の最 低限度	10分の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 425号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 7月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社くらしケア	くらしケア名古屋南訪問看護ステーション	名古屋市南区元桜田町 4番地の 37	令和 4年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 Juno Branch	訪問看護ステーション Juno	名古屋市緑区鳴海町字上汐田67番地の 1	令和 4年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社家スタDAY	土屋訪問介護事業所 名古屋千種センタ	名古屋市千種区京命一丁目11番 23号	令和 4年 6月 1日	訪問介護

	ー			
株式会社アールズ	訪問介護 ぶ んぶく	名古屋市北区平 安二丁目11番39 号	令和 4年 6月 1日	訪問介護
株式会社PRECIOUS・BEAUTY	訪問介護ステ ーションにこ	名古屋市西区上 名古屋三丁目25 番35号	令和 4年 6月 1日	訪問介護
合同会社清和	スマイルたか ら	名古屋市港区品 川町 2丁目 1番 地の 126	令和 4年 6月 1日	訪問介護
株式会社ニューリーフ	ヘルパーステ ーション若葉	名古屋市守山区 小幡南三丁目10 番29号	令和 4年 6月 1日	訪問介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ハウス 108	ブリッジライ フ千種公園	名古屋市千種区 神田町30番 9号	令和 4年 6月 1日	地域密着型通所介 護

### 4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ダン ネッツ	ケアセンター ゆりのき	名古屋市南区中 江二丁目 5番15 号	令和 4年 6月 1日	居宅介護支援
合同会社Be Happy	ケアプランは るかぜ	名古屋市天白区 中平二丁目1105	令和 4年 6月 1日	居宅介護支援

		番地		
--	--	----	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 426号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年 7月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
一般社団法人 発達障害改善 サポート J u n o	訪問看護ステ ーション J u n o	名古屋市緑区鳴 海町字上汐田67 番地の 1	令和 4年 4月26日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ミス トラルサービ ス	悠悠いきいき 倶楽部 有松	名古屋市緑区鳴 海町字有松裏 200番地	令和 4年 4月26日	通所介護
株式会社NE XT HOP	ヘルパーステ ーション ネ	名古屋市中川区 丹後町 2丁目13	令和 4年 4月28日	訪問介護

E	クストホープ 丹後	番地		
---	--------------	----	--	--

### 3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社アバンセライフサポート	小規模多機能型ホームこころ比良	名古屋市西区比良四丁目 287番地	令和 4年 4月21日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

### 4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社健栄	ケンリハスポーツ 大曾根	名古屋市北区平安二丁目15番48号	令和 4年 4月26日	地域密着型通所介護
株式会社NEXT HOP E	デイサービスネクストホープ 千代田	名古屋市熱田区千代田町13番16号	令和 4年 4月28日	地域密着型通所介護

### 5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人二昌会	医療法人二昌会 居宅介護支援事業所	名古屋市千種区今池三丁目16番12号	令和 4年 4月 8日	居宅介護支援
株式会社アイ	アライヴ瑞穂	名古屋市瑞穂区	令和 4年	居宅介護支援

エス	居宅介護支援 事業所	白砂町 1丁目19 番地	4月26日	
----	---------------	-----------------	-------	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 427 号

筒井土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により、  
名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり一  
般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 縦覧の期間  
令和 4 年 7 月 19 日から同年 8 月 1 日まで
- 2 縦覧の時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦覧の場所  
名古屋市東区豊前町 2 丁目 45 番地  
名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 428号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 7月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

5・5・4号鶴舞公園

名古屋市昭和区鶴舞一丁目及び中区千代田五丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 429号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 4年 7月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 5・5・4号鶴舞公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課  
(名古屋市役所西庁舎 5階)

3 縦覧期間

令和 4年 7月12日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 430号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の  
解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同法第11条第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第30号により指定した形質変更時要届出区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字竜子田14番 2の一部及び15番 2の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

3 指定を解除する区域

名古屋市中村区岩塚町字九反所 1番の一部並びに字竜子田 5番 2の一部及び11番 3の一部

4 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

一・二—ジクロロエタン（土壤溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壤溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壤溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

ベンゼン（土壌溶出量基準）

- 5 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 431号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市名東区上社三丁目 701番の一部及び 702番の一部

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 432号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 3項に基づき、令和 3年名古屋市告示第 340号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

令和 4年 7月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市中村区岩塚町字竜子田14番 2の一部及び15番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置

なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 433 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 4 年 7 月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称  
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800 番地
- 3 設立認可の年月日  
平成 5 年 9 月 9 日
- 4 変更認可の年月日  
令和 4 年 7 月13日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 434 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 4 年 7 月 4 日日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 4 年 7 月 14 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和 4 年度名古屋市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 令和 4 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

## 令和4年度名古屋市一般会計補正予算(第2号)

令和4年度名古屋市一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,614,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,402,055,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 国庫支出金		260,779,865	5,296,874	266,076,739
	2 補助金	53,280,451	5,296,874	58,577,325
10 県支出金		76,349,629	2,962,283	79,311,912
	2 補助金	19,555,710	2,962,283	22,517,993
12 寄附金		3,836,696	13,800	3,850,496
	1 寄附金	3,836,696	13,800	3,850,496
13 繰入金		22,848,176	4,341,971	27,190,147
	2 基金繰入金	4,814,484	4,341,971	9,156,455
歳入	合計	1,389,440,500	12,614,928	1,402,055,428

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		33,606,764	120,185	33,726,949
	1 総務管理費	4,974,939	120,185	5,095,124
3 健康福祉費		367,049,580	3,248,138	370,297,718
	1 社会福祉費	116,983,757	434,180	117,417,937
	3 生活保護費	88,266,806	32,200	88,299,006
	7 公衆衛生費	37,373,027	2,781,758	40,154,785
4 子ども青少年費		174,064,432	711,562	174,775,994
	1 子ども青少年費	174,064,432	711,562	174,775,994
5 環境費		28,546,842	41,729	28,588,571
	1 環境保全費	3,380,829	41,729	3,422,558
7 経済費		101,787,000	7,440,972	109,227,972
	1 産業費	101,454,966	7,440,972	108,895,938
8 観光文化交流費		15,464,881	20,000	15,484,881
	1 観光交流費	9,886,567	20,000	9,906,567
12 教育費		67,403,939	1,032,342	68,436,281
	1 教育総務費	7,744,634	214	7,744,848
	2 小学校費	14,385,899	862,258	15,248,157
	3 中学校費	12,326,056	157,960	12,484,016
	6 特別支援学校費	1,259,555	11,910	1,271,465
	合計	1,389,440,500	12,614,928	1,402,055,428

第2表 繰越明許費補正

款	項	事	業	名	金	額	千円
9 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費						34,440
						車両の購入	

## 令和4年度名古屋市場及びと畜場特別会計補正予算（第1号）

令和4年度名古屋市場及びと畜場特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,491,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 食肉流通施設収入		3,714,625	136,867	3,851,492
	3 繰入金	2,236,521	90,868	2,327,389
	5 諸収入	884,196	45,999	930,195
歳入	合計	7,354,270	136,867	7,491,137

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 食肉流通施設費		3,714,625	136,867	3,851,492
	1 市場費	1,821,870	77,482	1,899,352
	2 と畜場費	943,765	59,385	1,003,150
歳出	合計	7,354,270	136,867	7,491,137

名古屋市告示第 435号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に  
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関  
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ひらファミリーク リニック	名古屋市西区清里町 384番地の 1	令和 4年 5月 1日
総合在宅医療クリ ニック名駅	名古屋市中村区平池町 4丁目60番地 の12	令和 4年 5月 9日
医療法人誠彰会服 部医院	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町 1丁目34番 地	令和 4年 4月 1日
みずほの森クリニ ック	名古屋市瑞穂区明前町15番 7号	令和 4年 6月 1日
神宮の杜よこやま クリニック	名古屋市熱田区三本松町18番 4号	令和 4年 5月 1日

つゆはしクリニック	名古屋市中川区柳堀町10番 7号	令和 4年 5月 1日
くさまみなとクリニック	名古屋市港区油屋町 3丁目 5番地の 2	令和 4年 4月 1日
きっこファミリー クリニック	名古屋市守山区深沢一丁目 705番地	令和 4年 5月 1日
うらさと内科ハー トクリニック	名古屋市緑区浦里四丁目87番地	令和 4年 4月 1日

## 2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
医療法人A I N A D r . A I N A D E N T A L C L I N I C	名古屋市中区栄三丁目15番37号	令和 4年 5月 1日
かみや歯科	名古屋市熱田区比々野町59番地の 5	令和 4年 5月 1日
名古屋茶屋歯科・ 矯正歯科	名古屋市港区西茶屋二丁目11番地	令和 4年 5月 6日
城南ふくろう歯科	名古屋市守山区城南町 4番 1号	令和 4年 6月10日

## 3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
千種薬局	名古屋市東区葵三丁目18番17号	令和 4年 4月 1日

やしろ調剤薬局	名古屋市北区八代町 2丁目77番地	令和 4年 4月 1日
コスモス調剤薬局 伏見店	名古屋市中区栄二丁目 1番 1号	令和 4年 4月 1日
ヘルスポイント調 剤薬局前山店	名古屋市昭和区前山町 1丁目19番地	令和 4年 5月 1日
スギ薬局太平通店	名古屋市中川区宮脇町 2丁目 7番地	令和 4年 6月 1日
調剤薬局とまと港 店	名古屋市港区多加良浦町 5丁目 1番 地の 1	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局こ うえい店	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	令和 4年 4月 1日
L i f e 薬局	名古屋市名東区望が丘 304番地の 1	令和 4年 6月 1日
ウエルシア薬局天 白植田店	名古屋市天白区植田一丁目1208番地	令和 4年 5月 1日

#### 4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
スギ訪問看護ス テーション清水 口	名古屋市東区白壁二丁目 6番 8号	令和 4年 5月 1日
訪問看護ステーシ ョンAMO	名古屋市中村区豊国通 4丁目23番地	令和 4年 5月 1日
笠てる訪問看護ス テーション	名古屋市南区松池町 3丁目 5番地	令和 4年 4月 1日
ひなた訪問看護ス テーションもりや	名古屋市守山区大字上志段味字樹木 1638番地の 2	令和 4年 5月 1日

甲		
---	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 436号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	Ne x We l クリニック大名古屋ビル皮膚科
	新	笑顔のおうちクリニック
所 在 地	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人大仁会高木整形外科・内科
	新	みずほ足クリニック
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 1番地
	新	名古屋市瑞穂区瑞穂通 5丁目 4番地
変 更 年 月 日	令和 4年 5月 1日	

医 療 機 関 名	木の香往診クリニック中川
-----------	--------------

所在地	旧	名古屋市中川区山王三丁目13番15号
	新	名古屋市中川区五月通 2丁目37番地
変更年月日	令和 4年 6月 1日	

## 2 薬局

医療機関名	ちくさ調剤薬局	
所在地	旧	名古屋市千種区末盛通 1丁目 9番地の 3
	新	名古屋市千種区末盛通 1丁目17番地
変更年月日	令和 4年 5月 6日	

医療機関名	あおい薬局名古屋北店	
所在地	旧	名古屋市北区如意三丁目 108番地の 2
	新	名古屋市北区如意四丁目 101番地の 2
変更年月日	令和 4年 1月 1日	

## 3 訪問看護ステーション

医療機関名	プラーナー色訪問看護ステーション	
所在地	旧	名古屋市中川区大当郎二丁目 801番地の 2
	新	名古屋市中川区大当郎二丁目 801番地の 1
変更年月日	平成31年 1月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 437号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
服部医院	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町 1丁目34番地	令和 4年 4月 1日
うらさと内科ハートクリニック	名古屋市緑区浦里四丁目87番地	令和 4年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
Dr. AINA DENTAL C	名古屋市中区栄三丁目15番37号	令和 4年 5月 1日

L I N I C		
-----------	--	--

### 3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
やしろ調剤薬局	名古屋市北区八代町 2丁目77番地	令和 4年 4月 1日
ヤマモト調剤薬局 前山店	名古屋市昭和区前山町 1丁目19番地	令和 4年 5月 1日
しのの風薬局	名古屋市緑区篠の風二丁目 424番地の 4	令和 4年 3月31日

### 4 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
マスト訪問看護ステーション	名古屋市西区貴生町 402番地	令和 4年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 438号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
くらしケア名古屋 南訪問看護ステー ション	名古屋市南区元桜田町 4丁目37番地	令和 4年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 439号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	加納産婦人科
	新	グレイスベルクリニック
所 在 地	名古屋市中区大須三丁目16番25号	
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 440号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
黒木内科クリニック	名古屋市守山区深沢一丁目 705番地	令和 4年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 441号

生活保護法による指定医療機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり再開の届出がありました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	再開年月日
くりきクリニック	名古屋市北区中味鉦三丁目 402番地の 1	令和 4年 5月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 442号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中  
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ  
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を  
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 7月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 4年 5月24日
下田 幸江		
たかみち鍼灸マッ サージ院	名古屋市中村区高道町 6丁目 5番21 号	令和 4年 5月 1日
酒井 雅史		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 4年 5月24日
下田 幸江		
たかみち鍼灸マッ サージ院	名古屋市中村区高道町 6丁目 5番21 号	令和 4年 5月 1日
酒井 雅史		

### 3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
名古屋瑞穂接骨院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目12番地 の 2	令和 4年 6月 1日
中道 和哉		
リバイブ接骨院	名古屋市昭和区隼人町 2番地の 9	令和 4年 5月16日
岡本 大輔		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 443号

有料公園施設の使用料の徴収事務及び寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務及び寄附金の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき、告示します。

令和 4年 7月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 委託した有料公園施設の使用料等
  - 動植物園（東山公園）の使用料
  - 展望塔（東山公園）の使用料
  - 正門前駐車場（東山公園）の使用料
  - 北園門前駐車場（東山公園）の使用料
  - 植物園東駐車場（東山公園）の使用料
  - 上池駐車場（東山公園）の使用料
  - 星が丘駐車場（東山公園）の使用料
  - 動物園西駐車場（東山公園）の使用料
  - 緑橋下駐車場（東山公園）の使用料
  - 展望塔前駐車場（東山公園）の使用料
  - 緑橋南駐車場（東山公園）の使用料
  - 植田山駐車場（東山公園）の使用料
  - 東山総合公園寄附金
  
- 2 委託した相手方
  - 名古屋市千種区田代町字瓶杵 1番の62

公益財団法人 東山公園協会  
理事長 村上 芳樹

3 委託期間

令和 4年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

## 名古屋市告示第 444号

### 市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 4年 7月15日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和 4 年 7 月 22 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 4 年 7 月 22 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和 4 年 7 月 22 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

## 3 申込みの受付

### (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 4年 8月 3日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階  
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 4年 8月 3日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 4年 8月 4日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 4年 8月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 112戸

事故住宅 3戸

## 第 2 多家族・多子世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 公募予定戸数

#### (1) 公営住宅

空家住宅 17戸

#### (2) 改良住宅

空家住宅 1戸

## 第 3 単身者向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

#### (1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正

12年法律第48号)の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

## 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

#### (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 4年 8月 3日（水）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

#### (2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

#### (3) 日時

##### ア 公募初日

令和 4年 8月 3日（水）午前10時00分から午後 5時00分まで

##### イ 公募 2日目以降

#### (7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 4年 8月 4日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

#### (イ) 住まいの窓口

令和 4年 8月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

### 4 公募予定戸数

#### 公営住宅

空家住宅 30戸

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 445 号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第 2 項の規定により告示するとともに、同条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 4 年 7 月 15 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

穂波町建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区穂波町二丁目40番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 446号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 4年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 4年 7月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市財政局財政部財政課

# 財政のあらまし

## 令和3年度下半期財政運営の状況

### (1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区分	予算現額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	1,495,127	1,209,530	80.9	1,035,359	69.2
特別会計	1,024,300	702,848	68.6	758,375	74.0

### (2) 公営企業会計（令和3年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	収入			支出		
	予算額	決算額	執行率	予算額	決算額	執行率
病院事業会計	42,724	42,921	100.5	52,821	53,235	100.8
水道事業会計	51,829	49,820	96.1	51,788	49,203	95.0
工業用水道事業会計	1,058	1,005	95.0	1,048	936	89.3
下水道事業会計	77,915	76,061	97.6	76,657	74,469	97.1
自動車運送事業会計	24,689	24,629	99.8	26,672	25,891	97.1
高速度鉄道事業会計	78,486	77,974	99.3	84,563	80,836	95.6
計	276,701	272,410	98.4	293,549	284,570	96.9

### (3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和4年3月31日現在）

#### 市有財産の現在高（公営企業分を除く）

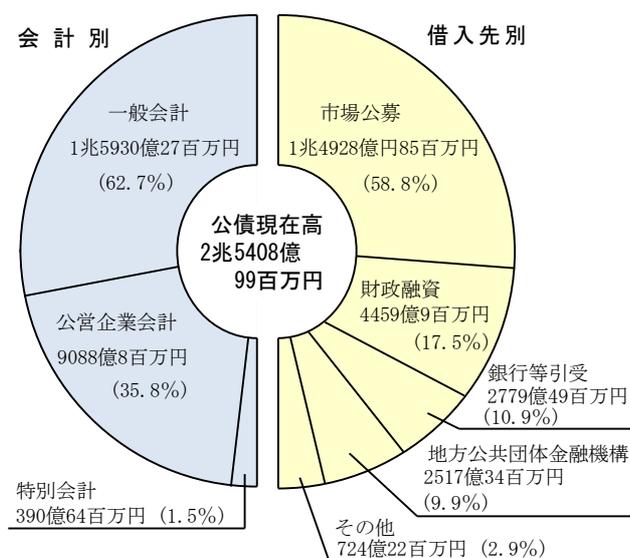
区分	現在高
公有財産	
土地	87,603千㎡
建物	10,156千㎡
その他	出資による権利 281,088百万円等
物品	7,283点
債権	92,972百万円
基金	264,070百万円

#### 一時借入金の状況

（単位：百万円）

区分	借入限度額	現在高
一般会計	100,000	—
病院事業会計	200	—
水道事業会計	2,700	—
工業用水道事業会計	100	—
下水道事業会計	2,900	—
自動車運送事業会計	9,000	—
高速度鉄道事業会計	44,000	8,300

#### 公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

## 令和4年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には11会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
一般会計	1,379,409	4.5
特別会計	958,336	△ 2.6
国民健康保険会計	201,266	0.7
後期高齢者医療会計	61,073	2.3
介護保険会計	216,047	4.2
母子父子寡婦福祉資金貸付金会計	1,102	△ 6.2
市場及びと畜場会計	7,354	△ 1.5
名古屋城天守閣会計	662	3.2
土地区画整理組合貸付金会計	—	皆減
市街地再開発事業会計	757	151.7
墓地公園整備事業会計	519	△ 72.6
用地先行取得会計	21,258	26.8
公債会計	448,298	△ 8.1
計	2,337,745	1.5

公営企業会計：企業的色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会計名	予算額	対前年度伸び率
病院事業会計	2,245	△ 95.8
水道事業会計	84,700	5.0
工業用水道事業会計	1,561	△ 11.7
下水道事業会計	150,332	2.3
自動車運送事業会計	30,357	△ 2.1
高速度鉄道事業会計	127,592	△ 4.0
計	396,787	△ 11.1

令和4年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）

令和3年度下半期財政運営の状況 令和4年度当初予算の概要

【問合せ】名古屋市財政局財政部財政課

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

委員長職の退職について

令和4年7月11日、名古屋市選挙管理委員会委員長佐橋典一は委員長の職を退職した。

令和4年7月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

委員長選挙の結果について

令和4年7月11日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第2条の規定による委員長選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和4年7月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

- 1 住 所 千種区茶屋坂通2丁目41番地の2  
シティコーポ茶屋ヶ坂1003号
- 2 氏 名 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

委員長職務代理者の指定について

令和4年7月11日、名古屋市選挙管理委員会規程（昭和44年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第5条の規定により、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理すべき委員に次の者を指定した。

令和4年7月11日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 住 所 昭和区丸屋町4丁目98番地の1
- 2 氏 名 加藤 倫子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第129条第1項第3号アからオまで以外の部分中「投資」を「投資その他の資産」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 破産更生債権等

第130条第1項中「投資」を「投資その他の資産」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局告示第9号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和4年7月15日から次のように改正します。

令和4年7月15日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表株式会社エフェックスの項を削ります。

表株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーションの項の次に次のように加えます。

株式会社呉竹荘 静岡県浜松市中区東 伊場一丁目1番26 号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
--	---

表国家公務員共済組合連合会の項中「国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会名古屋共済会館」に改めます。

表ベストウェスタンホテル名古屋の項、株式会社名鉄グランドホテルの項及びリゾートトラスト株式会社の項を削ります。

表ルートインジャパン株式会社の項の次に次のように加えます。

ワシントンホテル株 式会社 名古屋市千種区内山 三丁目23番5号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
---	---

表ANAセールス株式会社の項中「ANAセールス株式会社」を「ANA X株式会社」に改め、同項の次に次のように加えます。

株式会社エイチ・ア イ・エス 東京都港区虎ノ門四 丁目1番1号	乗車料金  (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
--	---

表株式会社近畿日本ツーリスト中部の項中「株式会社近畿日本ツーリスト中部」を「近畿日本ツーリスト株式会社」に改め、同項中「名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号」を「東京都新宿区西新宿二丁目6番1号」に改めます。

表株式会社フジ・トラベル・サービスの項を削ります。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和4年7月12日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1558号	永続設備	宮澤 実	名古屋市名東区香坂 1726番地の1	令和4年6月15日
第1559号	大月工業	大月 博貴	名古屋市守山区天子 田三丁目1304番1	令和4年6月15日
第1560号	タッグジ ヤパン(株)	岩崎 達也	愛知県知多市清水が 丘一丁目908番地の 3	令和4年6月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和4年7月12日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1479号	(有)飯田鉄 工所	飯田 英貴	名古屋市中川区百船 町18番 2号	令和4年6月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年7月12日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1558号	永続設備	宮澤 実	名古屋市名東区香坂 1726番地の1	令和4年6月15日
第1559号	大月工業	大月 博貴	名古屋市守山区天子 田三丁目1304番1	令和4年6月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 7月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

### 1 開催日時

令和 4年 7月20日（水）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第47号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第48号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第49号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第50号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第51号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第52号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第53号議案 名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

## 職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 4年 7月14日懲戒処分に付した。

令和 4年 7月14日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
上下水道局主事	免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号
上下水道局技師	停職 3月	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号